

特定施設一覧表【騒音・振動】

	特定施設等	騒音規制法	振動規制法	条 例	
				騒 音	振 動
1	圧延機械	動力22.5kw以上のもの	－	動力22.5kw以上のもの	定格22.5kw以上のもの
2	製管機械	すべてのもの	－	すべてのもの	すべてのもの
3	ベンディングマシン	ロール式のもので 定格3.75kw以上のもの	－	動力3.75kw以上のもの	－
4	液圧プレス	矯正プレスを除く すべてのもの	矯正プレスを除く すべてのもの	矯正プレスを除く すべてのもの	矯正プレスを除く すべてのもの
5	機械プレス	呼び加工能力が294キロニュートン以上のもの	すべてのもの	呼び加工能力が30t以上のもの	すべてのもの
6	せん断機	定格3.75kw以上のもの	定格1kw以上のもの	動力3.75kw以上のもの	定格1kw以上のもの
7	鍛造機	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
8	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	定格37.5kw以上のもの	すべてのもの	定格37.5kw以上のもの
9	ブラスト	タンブラスト以外のもの で密閉式を除く	－	すべてのもの	－
10	タンブラー	すべてのもの	－	すべてのもの	－
11	切断機	砥石を用いるものに限る	－	－	－
12	空気圧縮機	定格7.5kw以上のもの	定格7.5kw以上のもの	動力7.5kw以上のもの	定格7.5kw以上のもの
	冷凍機用圧縮機	－	－	動力7.5kw以上のもの	－
	その他圧縮機	－	定格7.5kw以上のもの	動力7.5kw以上のもの	定格7.5kw以上のもの
13	送風機	定格7.5kw以上のもの	－	動力3.75kw以上のもの	－
14	破碎機・摩砕機	土石・鉱物用のもので定格 7.5kw以上のもの	土石・鉱物用のもので定格 7.5kw以上のもの	すべてのもの (ただし土石・鉱物・食料・ 飼料・肥料用は動力7.5kw以上)	土石・鉱物用のもので定格 7.5kw以上のもの
	ふるい			動力7.5kw以上のもの	
	分級機			動力7.5kw以上のもの	
15	織機	原動機を用いるすべてのもの	原動機を用いるすべてのもの	原動機を用いるすべてのもの	原動機を用いるすべてのもの
16	コンクリートプラント	気ほう式を除き混練容量が 0.45m ³ 以上のもの	－	すべてのもの	－
	アスファルトプラント	混練重量が200kg以上のもの	－	すべてのもの	－
17	穀物用製粉機	ロール式のもので定格7.5kw以上のもの	－	破碎機・摩砕機を除くすべてのもの	－
18	ドラムパーカー	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
19	チップパー	定格2.25kw以上のもの	定格2.2kw以上のもの	すべてのもの	すべてのもの
20	碎木機	すべてのもの	－	すべてのもの	－
21	帯のご盛	製材用 定格15kw以上のもの	－	動力0.75kw以上のもの（その他の動力のごぎり機を含む）	－
21	丸のご盛	木工用 定格2.25kw以上のもの	－		－
21	かなな盤	定格2.25kw以上のもの	－		－
22	抄紙機	すべてのもの	－	すべてのもの	－
23	印刷機械	原動機を用いるすべてのもの	定格2.2kw以上のもの	原動機を用いるすべてのもの	定格2.2kw以上のもの
24	合成樹脂用射出成形機	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
25	鋳造型機	ジョルト式のもの	ジョルト式のもの	すべてのもの	ジョルト式のもの

	特定施設等	騒音規制法	振動規制法	条 例	
				騒 音	振 動
26	コンクリート管製造機械	－	動力10kw以上のもの	すべてのもの	すべてのもの
27	コンクリート柱製造機械	－	動力10kw以上のもの	すべてのもの	すべてのもの
28	コンクリートブロックマシン	－	動力2.95kw以上のもの	すべてのもの	すべてのもの
	その他のコンクリートブロック製造機械	－	－	すべてのもの	すべてのもの
29	ロール機	－	ゴム・合成樹脂練用のもので定格30kw以上のもの（カレンダーロール機を除く）	破碎機・摩砕機を除くすべてのもの	ゴム・合成樹脂練用のもので30kw以上のもの（カレンダーロール機を除く）
30	金属用釘拔機	－	－	動力2.25kw以上のもの	定格2.2kw以上のもの
31	ディーゼルエンジン ガソリンエンジン	－	－	出力3.75kw以上のもの	－
32	工業用ミシン	－	－	同一建物に10台以上	－
33	ニューマチックハンマー	－	－	すべてのもの	－
34	グラインダー	－	－	サンダー及び切断機を含み工具研磨機を除く	－
35	工業用ミキサー	－	－	すべてのもの	－
36	重油バーナー	－	－	重油使用量15ℓ/h以上のもの	－
37	ゴム・皮又は合成樹脂の打機又は裁断機	－	－	すべてのもの	－
38	スチームクリーナー	－	－	すべてのもの	－
39	金属工作機械	－	－	同一建物に5台以上	－
40	石材引割機	－	－	すべてのもの	－
41	ドラム缶洗浄機	－	－	すべてのもの	－
42	風力発電設備	－	－	出力20kw以上のもの	－
43	板金又は製缶の作業	－	－	厚さ0.5mm以上の金属板の加工	－
44	鉄骨又は橋梁の組立作業	－	－	すべてのもの	－
45	建設材料置場における運搬作業（動力を用いる機械を使用するもの）	－	－	土砂石の材料置場であって1ヵ月以上使用するもの	－

※「動力」とは、「定格出力」の合計にあたる。

特定施設一覧表【悪臭】

	特 定 施 設 等	県 条 例
1	飼料又は肥料（化学肥料を除く）の製造用に供する施設であって、 (1)原料置き場 (2)蒸解施設 (3)乾燥施設	1)置場面積が6.6㎡以上 2)原料の処理の能力が500kg/h以上 3)製品の製造能力が255kg/日以上
2	動物の飼養又は収容の用に供する飼料調理施設	指定区域（化製場等に関する法律） 豚（生後6箇月以下除く）50頭以上又は鶏（30日未満のひなを除く）5000羽以上の飼料の加熱処理能力を有するもの。 指定区域以外の区域 豚100頭以上又は鶏1万羽以上の飼料の加熱処理能力を有するもの
3	鶏ふんの処理の用に供する乾燥施設	指定区域（化製場等に関する法律） 鶏5000羽以上の鶏ふんの処理能力を有するもの 指定区域以外の区域 鶏1万羽以上の鶏ふんの処理能力を有するもの
4	酵素材の製造の用に供する乾燥施設	1回の乾燥仕上量が200kg以上の能力を有するもの